

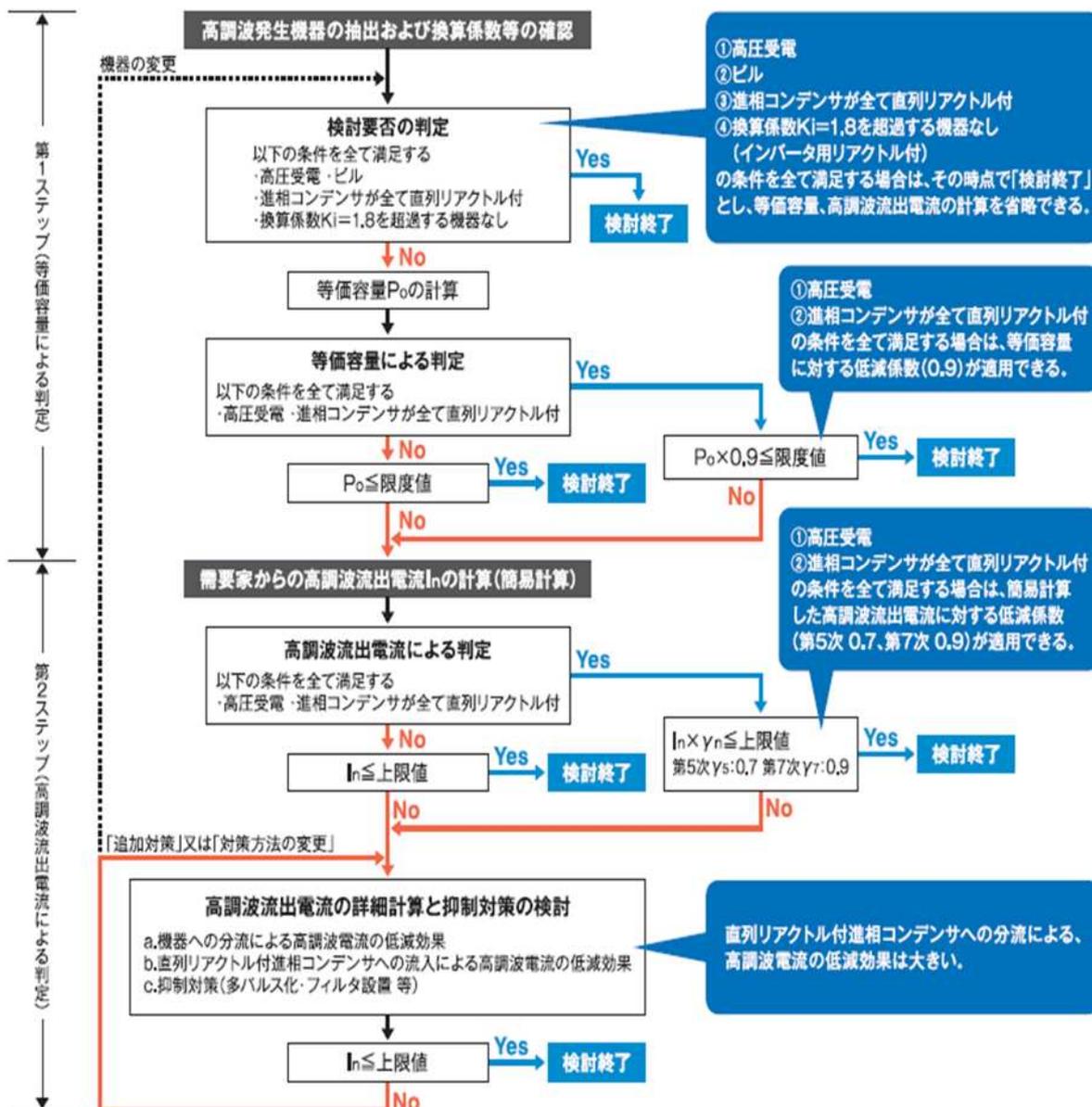
高調波抑制対策技術指針の合否の一部簡素化について

「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン」の補足、補完する民間の技術指針である「高調波抑制対策技術指針」(JEAG9702-2013)が平成26年4月に改正されました。

改正のポイント

等価容量を用いて簡易判定する第1ステップ、高調波流出電流を用いて判定する第2ステップの順で適合判定を行う中で、条件を満足する場合はその時点でそれ以降の検討が不要となり、簡素化される場合があります。(ガイドラインに適合となり、高調波の対策は不要となります。)

判定フロー (高調波抑制対策技術指針JEAG9702-2013より)



簡素化のポイント

受電設備の直列リアクトル付進相コンデンサの設置が原則化する中で、適合判定の第1ステップ「検討要否の判定」の確認が追加され、以下の4つの条件をすべて満足した場合は、高調波対策（アクティブフィルターの取り付け等）が不要となります。

- ・ **高圧受電**
- ・ **ビル**
(主たる使用機器が空調や照明である、事務所・ホテル・店舗・学校・病院等の建物)
(工場は条件に含まれない)
- ・ **進相コンデンサが全て直列リアクトル付**
(JIS：日本工業規格及びJEAC：電気技術規定で、コンデンサの直列リアクトルの取付が原則化している)
- ・ **換算係数 $K_i = 1.8$ を超過する機器がない**
(パッケージエアコンやチャラーの換算係数に関しては各メーカーに問い合わせ下さい)
(インバーター付機器やエレベーター等モリアクトルの取り付けにより条件を満足する場合があります)

高調波に関しては、「空調設備ニュース 008」を参照ください。

出典：J E M A 一般社団法人 日本電機工業会 高調波抑制対策 万全ですか!?
(https://www.jema-net.or.jp/jema/data/1406_5241.pdf)